

子ども・子育てに関する提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

また、地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

(6) 地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施し、発達障害等の障害を有する児童や医療的ケア児など、特別な配慮を要する子どもに対する多様な保育サービスを提供するため、専任保育士、看護師及び保育補助員の配置等、十分な財政措置を講じること。

(7) 子ども・子育て支援交付金について、都市自治体が地域の実情に即した支援施策を実施できるよう、対象事業や補助基準額の拡充を図ること。

(8) 子ども・子育て支援整備交付金の補助基準額について、実状に即した見直しを行うこと。

(9) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減など、人材確保に向けた環境整備を図るため、財政措置の拡充を図ること。

(10) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。

(11) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項について精査し、見直しを図ること。

(12) 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育時間の区分の見直しを検討すること。

(13) 長時間の預かり保育を行う幼稚園に対する国庫補助事業について、地域の実情に応じた活用が図られるよう要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

(14) 家庭的保育事業等における連携施設について、その確保が著しく困難と市町村が認める場合の経過措置の期間を延長すること。

(15) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例について、期間を延長すること。

(16) 社会福祉施設職員等退職手当共済法に規定された社会福祉施設の対象施設として、認定こども園法第 34 条第 1 項に規定された公私連携幼保連携型認定こども園を追加すること。

(17) 児童手当について

1) 支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

2) 特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

3) 資格認定のあり方について、見直しも含めて検討すること。

4) 財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。

(18) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

2. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化は、昨年秋に国において提唱した施策であること等、これまでの経緯を踏まえ、この新たな施策を行うために必要な財源については、

地方消費税の増収分を充てることなく、国の責任において全額を国費で確保すること。事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要な経費に対しても同様の財政措置を講じること。

- (2) これまでの待機児童解消の取組に加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃または期限の延長など、必要な支援措置を講じること。

また、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等の在宅で育児をする世帯への支援策についても財政措置の充実を図ること。

- (3) 無償化の実施に当たっては、子どもたちの教育・保育環境の安全確保が不可欠である。

認可外保育施設等の無償化について、本来、対象は「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に限定すべきであり、「5年間の経過措置」については、その期間や対象施設の質の担保手法を再検討すること。

また、認可外保育施設やベビーシッター等に対する指導監督基準を見直すとともに、速やかな基準の順守及び認可保育施設等への移行を支援するために必要となる財政措置を講じる等、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

- (4) 国は2019年10月から無償化を実施するとしているが、確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための質の担保手法が国から示されない限り、子どもたちの命を預かる都市自治体としては、市民に対する説明責任を果たすことができず、円滑な実施は困難である。

したがって、国は、確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための質の担保に係る具体的な方針を速やかに提示すること。

特に、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、実務上の準備に相当な期間を要することから、新たな認定の仕組みや食材料費の取扱い等を含む制度設計の詳細を早急に明らかにするとともに、周知の徹底を図ること。

- (5) 幼稚園就園奨励費については、都市自治体の超過負担が生じないように十分な財政措置を講じること。

3. 安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築について

- (1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、

地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。

- (2) 子育て世代包括支援センターの設置について、円滑かつ安定的に実施できるような財政措置を拡充するとともに、助産師、保健師等の専門職の人材確保についても必要かつ十分な措置を講じること。

4. 保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

また、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の適切な見直しを行うこと。

- (3) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保して十分な財政措置を速やかに講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。

また、早期に事業着手できるように交付決定手続きを迅速化すること。

- (4) 認定こども園の施設整備に対する財政支援について、国の所管を一本化すること。

- (5) 保育所等における熱中症対策のため、空調設備の設置に係る財政措置を講じること。

- (6) 保育所等における食物アレルギーや感染症等への対応の強化に向け、調理員の配置基準等を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

- (7) 企業主導型保育事業の地域住民枠の保育料及び利用定員について、地域の実情を踏まえ、バランスの取れた設定となるよう配慮すること。

- (8) 待機児童の解消のため、育児休業の実態や課題等への効果的な対策方針を早急に示すとともに、育児休業取得を推進する雇用主への財政支援等、実効ある支援策を講じること。

5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

- (1) 放課後児童クラブにおける国の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または

「参酌基準化」すること。

- (2) 特に、放課後児童支援員については、地域の実情に応じた資格要件のあり方を検討するとともに、都道府県と市町村が連携し、真に必要な研修を適切に実施できるようにするなど、資質の向上に必要な措置を講じること。
- (3) 都市自治体が、質の改善や量の拡大に対応できるよう、放課後児童支援員の処遇改善を図るとともに、施設整備・運営に係る財政措置を拡充すること。
また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すこと。
- (4) 国・都道府県・市町村・当事者が連携した、質を確保するための協議の場を設置すること。
- (5) ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料の補助制度を設けるとともに、財政措置を講じること。
- (6) 放課後児童クラブについて、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象とすること。

6. 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

7. ひとり親家庭への支援施策について

- (1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。
また、法改正に伴うシステム改修経費や事務経費について、十分な財政措置を講じること。
さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。
- (2) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。
また、高等職業訓練促進給付金について、支給対象期間を延長すること。
- (3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (4) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦(夫)控除を適用すること。

8. 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するための一層の支援について

(1) 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を実効あるものとし、児童虐待防止対策及び支援施策の強化を図るため、全国的な研修機会の拡充等による職員の質の向上のための体制整備、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や運営の充実のための支援措置、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所の体制の充実・強化及び設置に当たっての適切な支援措置等、総合的な対策を拡充すること。

(2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善の推進のための専門職の加配等、財政措置を拡充すること。

(3) 母子生活支援施設について、運営の安定化を図り、母子の自立に向けた適切な支援に支障を来すことがないように、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行うこと。

9. 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設について

今回の国による幼児教育・保育の無償化に併せて、我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

10. 被災自治体が保育所の大規模修繕等を速やかに実施できるよう、保育所等整備交付金の国庫補助率を嵩上げすること。